

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
2	P.3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国

				<p>人)</p> <p>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</p> <p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)</p> <p>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</p>
3	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>宿泊分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)</p>

				の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務で、複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務をいう。
4	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【主たる業務】 ○1つ目	○ 宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。	【主たる業務】 ○ 宿泊分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
5	P.4	【関連業務】	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 (以下略)	【関連業務】 ○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 (以下略)
6	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
7	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 上陸基準省令(特定	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

		技能2号)		<p>一 申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>ニ～七(略)</p>
8	P.7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>宿泊分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は宿泊分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分)</p> <p>「宿泊業技能測定試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>宿泊分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、宿泊分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準(試験区分)</p> <p>「宿泊分野特定技能1号評価試験」</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>技能水準(試験区分及び実務経験)</p> <p>ア 試験区分</p>

				<p>「宿泊分野特定技能2号評価試験」</p> <p>イ 実務経験</p> <p>宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事した実務経験を要件とする。</p>
9	P.7-8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>		<p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(2) 「宿泊分野特定技能2号評価試験」(運用方針3(2)アの試験区分)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)(技能水準)</p> <p>当該試験は、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の様々な業務について、非定型的な内容も含め、熟練した技能で独力で実施できることを認定するものである。また、宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験を要件とする(注)。</p> <p>(中略)</p> <p>(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、宿泊分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、宿泊施設において複数の従業員を指導しながら業務に従事する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当してい</p>

			<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、フロント、接客、レストランサービス業務を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、宿泊業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p style="text-align: center;">たものとして取り扱う。</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、フロント、接客、レストランサービス業務を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、宿泊業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
10	P.8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>○ 1つ目及び2つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として宿泊分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として宿泊分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免</p>

			験等が免除されます。	除されます。
11	P.8	○4 つ目	○ なお、宿泊分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。	○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、国内外の宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験が必要です。
12	P.8-9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【確認対象の書類】	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p><本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合 	<p><特定技能1号の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験合格者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。 ○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> 宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

			<p>・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）</p> <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p>技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）</p> <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p> <p><特定技能2号の場合></p> <p>○ 宿泊分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し</p>
13	P.9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。</p> <p>○ 宿泊技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生も含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p>	<p><特定技能1号></p> <p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。</p> <p>○ 宿泊技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生も含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p> <p><特定技能2号></p> <p>○ 宿泊分野特定技能2号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。</p>
14	P.10-11	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p>	<p>宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p>	<p>宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p>

	告示第2条	<p>一 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。</p> <p>ロ 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。</p> <p>ハ 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p>	<p>一 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。</p> <p>ロ 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び2号特定技能外国人（同欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。ハにおいて同じ。）を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。</p> <p>ハ 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p>
--	-------	--	---

			<p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p>	<p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
15	P.11	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>○8つ目</p>	(新設)	<p>○ 特定技能外国人から宿泊分野に関する実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>
16	P.14-15	<p>第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p>	<p>宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル</p>	<p>宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル</p>

			<p>ル営業をいう。イにおいて同じ。)の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。</p> <p>ロ 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。)第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。</p> <p>ハ 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>ニ 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援</p>	<p>営業をいう。イにおいて同じ。)の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。</p> <p>ロ 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)及び2号特定技能外国人(同欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。ハにおいて同じ。)を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。)第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。</p> <p>ハ 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>ニ 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計</p>
--	--	--	--	---

			<p>計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p>	<p>画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
17	P.16	<p>第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)</p>	(新設)	<p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。</p>
18	P.16	<p>第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 告示第1条</p>	<p>宿泊分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88</p>	<p>宿泊分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正</p>

			号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。
19	P.16-17	第5 上陸許可に係る基準 ○1つ目から3つ目	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、宿泊分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき、告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするものであり、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、宿泊分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、宿泊分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするものであり、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>

別表(宿泊業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 宿泊業に該当するホテル、企画・広報、接客及びレストランサービス等の接客サービスの業務に従事する業務	宿泊業技能実習2号試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	接客・接客管理	

〔注〕修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免察されます。

別表(宿泊業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 宿泊業に該当するホテル、企画・広報、接客及びレストランサービス等の接客サービスの業務に従事する業務	宿泊業技能実習2号試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	接客・接客管理	
【特定技能2号】 接客の従事者を指導しながら、宿泊施設に勤務するホテル、企画・広報、接客、レストランサービス等の接客サービス業務に従事する業務	宿泊業技能実習2号試験				宿泊業技能実習2号試験

〔注〕修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免察されます。
 〔注〕特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件（宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、ホテル、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験）が課せられています。

21

分野
参考様式第
10-1号

分野参考様式第10-1号（特定技能所属機関）

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務であること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。(1)において同じ。)の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。
 - (2) 1号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就業させること。
 - (3) 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
4. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第10-1号（特定技能所属機関）

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務であること。
2. 2号特定技能外国人（法別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務であること。
3. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。(1)において同じ。)の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。
 - (2) 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就業させること。
 - (3) 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
5. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
9. 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者